

～事業用大規模建築物の新築等を行う建築主の皆様へ～

京都市では「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）において、事業用大規模建築物の所有者には、当該建築物から排出される事業系廃棄物の発生抑制等による事業系廃棄物の減量義務を課しています。

また、事業用大規模建築物の新築等を行う建築主（以下「建築主」という。）に対しては、建築確認申請の前に、条例の必要書類の届出を義務付けています。

事業用大規模建築物とは

<対象となる建築物>

- 事業の用に供している部分の床面積の合計が、1棟で1,000㎡以上の建築物は、事業用大規模建築物に該当します。
 - ・ 休・廃業などにより事業の用に供していない（全く使用していない）部分の床面積は除きます。
 - ・ 住宅、アパートなどの居住用部分の床面積は除きます。
 - ・ 事業用と他の用途の共有部分（通路、階段、機械室等）がある場合は、事業用の床面積に算入します。
 - ・ 排出される廃棄物のうち、主として産業廃棄物を排出する工場等の延床面積は除きます。
- 従来は対象でなかった建築物が、増改築や用途変更等の結果、事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上となった場合は、対象建築物となります。

<対象事業所の単位>

- 「事業用大規模建築物」は「棟」を単位とします。所有者が同じであっても、棟が異なれば個別に取り扱います。ただし、同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の保管及び処理が一体的に行われる複数の対象建築物は、1棟の対象建築物として取り扱う場合があります。
- 同一敷地内に「事業用大規模建築物」の他に建築物が存在し、廃棄物の保管及び処理が一体的に行われている場合は、「事業用大規模建築物」と合わせて、指導対象として取り扱う場合があります。

新築等の際に必要な書類

※詳細は2ページを御覧ください

- 事業用大規模建築物新築等減量計画書兼事業系廃棄物保管場所設置届
- 付近見取図、各階平面図、保管場所の位置図・平面図・立面図

※ 条例第24条・第25条、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第7条・第8条で規定

提出方法

- 担当の環境共生センターへ御持参ください。（建築物が所在する行政区により異なります。）
- 提出部数：1部
- ※ 控えは交付しません。受領印を押した控えを御希望の場合は、2部（正・副）を直接窓口まで御持参ください。

提出先・お問合せ

北区，上京区，左京区，中京区
及び右京区の建築物について

京都市北部環境共生センター

〒606-8511

京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2

左京区総合庁舎2階北側

TEL：075-701-9800

FAX：075-701-9810

東山区，山科区，下京区，南区，
西京区及び伏見区の建築物について

京都市南部環境共生センター

〒601-8444

京都市南区西九条森本町62-1

TEL：075-671-0511

FAX：075-671-0322

必要な書類の詳細

1 義務規定の内容

建築主は、その建築物において行うことが予定される事業の内容、その建築物から排出される廃棄物の種類、発生量の見込み、再生利用の方策に関する事項等の減量計画を作成し、提出しなければなりません。

また、その建築物内、敷地内、その他適切な場所に、廃棄物保管場所を設置し、届け出なければなりません。

2 対象となる方

- 事業の用に供する部分の床面積が1,000㎡以上の建築物を新築する建築主
- 事業の用に供する部分の床面積が増築、改築等により、合計1,000㎡以上になる建築物の建築主
- 事業の用に供する部分の床面積が1,000㎡以上の増築、改築等を行う建築主

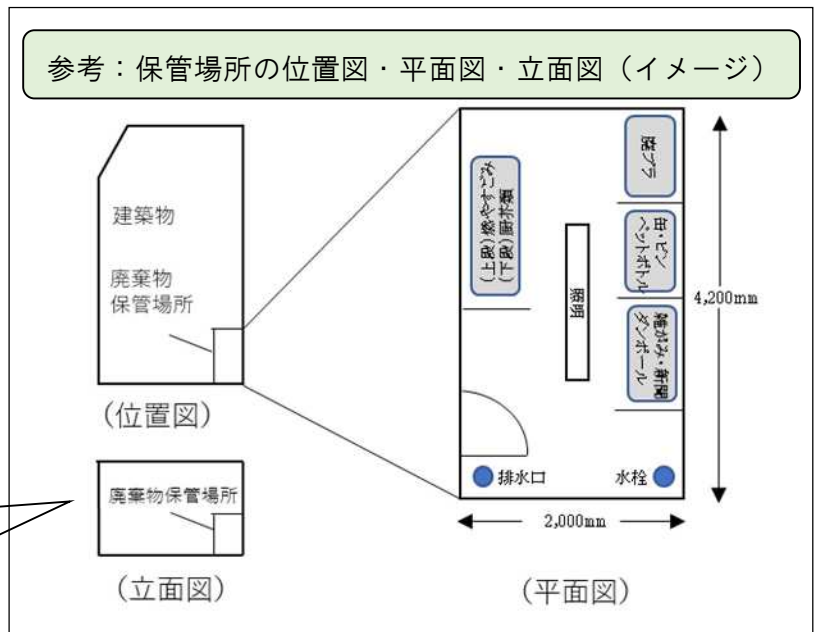
3 提出書類・時期

環境共生センターと事前相談のうえで、以下の書類を建築確認申請等の前に届け出ていただきます。

概ね、建築確認申請の1週間前までに御提出ください。

- 事業用大規模建築物新築等減量計画書兼事業系廃棄物保管場所設置届（3ページの記入例参照）
- 付近見取図、各階平面図、保管場所の位置図・平面図・立面図

ポイント! 平面図には、洗浄設備、排水設備及び照明等を記入してください。



4 廃棄物保管場所設置基準 (京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に定める事業者報告書制度及び改善勧告等に関する要綱第7条) 抜粋

- (1) 収集車両の横付けが可能であること。ただし、これにより難しい場合は、他の方法により、収集車両への積み込み作業が安全、かつ、効率的に行われる位置に設置されていること。
- (2) 保管場所への収集車両の進入路が収集車両の進入に支障のない構造であること。
- (3) 事業用大規模建築物の規模、業種、事業系廃棄物の回収間隔、再生利用をする事業系廃棄物の品目等を十分に考慮して、予測される排出量を保管することができる広さであること。
- (4) 保管場所において分別作業を行う場合にあっては、当該作業を行う広さがあること。
- (5) 事業系廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、若しくは悪臭を発生し、又は事業系廃棄物に雨水が流入しないように必要な措置が講じられていること。
- (6) 原則として、洗浄設備及び排水設備を設けること。
- (7) 収集車両への積み込み作業の安全を確保するために、照明等必要な措置が講じられていること。
- (8) 再生利用をする事業系廃棄物と再生利用をしない事業系廃棄物を同一の保管場所に保管する場合は、それぞれの事業系廃棄物が混合しないように区分することができること。
- (9) 再生利用をする事業系廃棄物の保管場所は、必要に応じて間仕切り又は柵を設置すること等により、品目ごとに分別して保管できるようにすること。
- (10) 新聞、ダンボール等の可燃物の保管場所は、防火対策に十分留意すること。
- (11) 特別な管理が必要な事業系廃棄物については、別に保管場所を確保すること。
- (12) 事業用大規模建築物の敷地外の場所に保管場所を設置しようとするときは、別途協議すること。

(表面)

事業用大規模建築新築等減量計画書兼事業系廃棄物保管場所設置届

(宛先) 京都市長	00年0月0日
提出者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	減量商事株式会社 代表取締役 減量太郎 電話 213-0000
7604-0925 京都市中京区上本能寺前町00番地	担当者の氏名 O×建築設計事務所 循環一郎 電話 213-0000

建築主(所有者)について記入します。

今後連絡先となる担当者について記入します。

対象となる建築物について記入します。

再生利用をできる廃棄物とそれ以外の廃棄物に分けて記入します。コンテナなどの容器を使用する予定であれば、それについても具体的に記入してください。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第24条第1項及び第25条第3項の規定により提出します。

名	減量商事株式会社 第三ビル			
所在地	〒604-0924 京都市中京区一之船入町××番地	階	地上	階建て
床面積の合計	1,534 平方メートル	造	地下	階
当該床面積のうち、事業の用に供する部分の床面積の合計	1,534 平方メートル	事業の種別	事務所	積
構造		面積	955 平方メートル	積
新築等に係る建築物に関する事項		店舗	579 平方メートル	
食品製造加工場の有無	□有() ☑無	箇所	平方メートル	
敷地の面積	400 平方メートル	保管に用いている容器の種別	300リットルコンテナ	
工事着手予定年月日	00年0月0日	水栓	1箇所	4 平方メートル
工事完了予定年月日	00年0月0日	排水設備	☑有(1箇所)	☑無
使用開始予定年月日	00年0月0日	照明設備	☑有(1箇所)	☑無
再生利用をする廃棄物の保管場所		数量	1箇所	3 平方メートル
再生利用をしない廃棄物の保管場所		数量	1	100リットルポリ容器
設備		水栓	☑有(1箇所)	☑無
		排水設備	☑有(1箇所)	☑無
		照明設備	☑有(1箇所)	☑無

洗浄設備と排水設備の数を、上記の保管場所の合計で記入してください。

事業用大規模建築物新築等減量計画に関する事項	廃棄物の種類及び発生量の見込み	種類	1年当たりの発生量の見込み
	再生利用の取組	紙類(注ごみ)	6.0 トン
廃棄物の発生抑制等に関する事項	再生利用の方策	廃食用油	0.4 トン
		紙又は紙製品	16.0 トン
再生利用の取組	再生利用の方策	缶	2.0 トン
		ガラスびん	1.5 トン
再生利用の方策	再生利用の方策	ペットボトル	0.5 トン
		プラスチック類	0.2 トン
再生利用の方策	再生利用の方策	燃やすごみ	4.0 トン
再生利用の方策	再生利用の方策		

主な廃棄物の種類について記入します。

建築物の規模、業種(用途)から、発生量の見込みを記入します。

主な廃棄物の種類について、発生抑制及び再資源化の方策を記入してください。

- ・コピー用紙の使用量抑制に取り組む
- ・事務用品の在庫管理による無駄をなくす
- ・水切りの徹底
- ・紙類の種類に応じて分別容器を設置する
- ・分別を徹底し、リサイクル業者と契約する

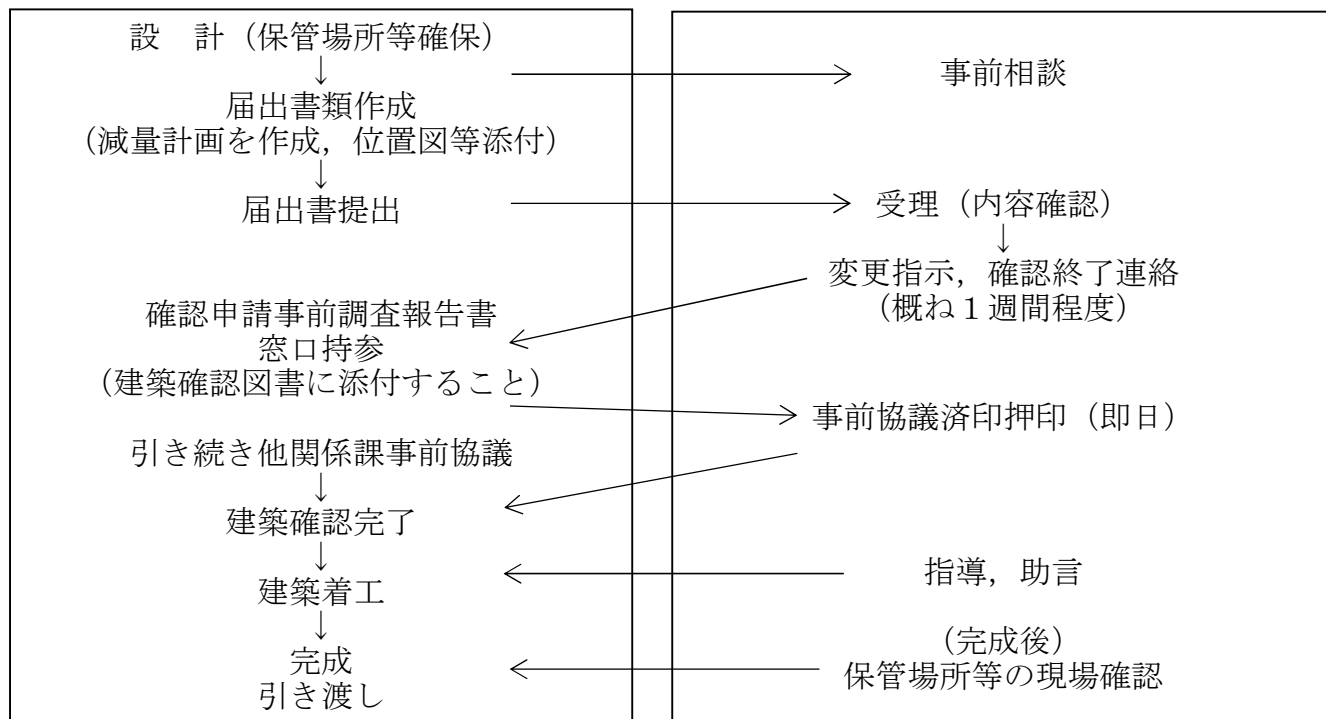
注1 該当する□には、レ印を記入してください。
 注2 「食品製造加工場」とは、食品を製造し、又は加工するために使用する建築物の部分を含みます。
 注3 「燃やすごみ」とは、事業活動に伴って生じる一般廃棄物(紙又は紙製品が一般廃棄物となつたものうち、再生利用をすることができないものを除く。)のうち、再生利用をすることが不可能又は困難であるため本市の一般廃棄物処理施設へ受け入れるものをいいます。
 注4 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生、再使用及び再生利用をいいます。

Q & A

Q 1 設置届の手続きはどのように進めるのか？

建物オーナー・設計事務所

京都市（環境共生センター）



Q 2 廃棄物保管場所の面積はどのくらい必要か？

発生する廃棄物の種類及び量は業種などにより異なるため、京都市では保管場所の面積についての基準を設けていませんが、「規模、業種、廃棄物の回収間隔を十分考慮して、予測される排出量を保管できる広さ」であり、「保管場所において分別作業を行う場合にあっては、当該作業を行う広さがあること」としています。

排出量は、既存の同業種の事例などを参考としていただくほか、容積の実測と重量換算係数から重量を換算する方法により、予測・把握してください。詳しくは窓口で御相談ください。

Q 3 廃棄物の発生抑制の方策等に関する事項について、どのような取組を記載すべきか。

発生抑制、再使用及び再生利用の方策について、取組事例をホームページに掲載していますので、御参照ください。

Q 4 今後の必要な手続きは？

建築主様から所有者様へ引き渡す際に、次の内容をお伝えください。

- 建築物が所在する担当の環境共生センターに連絡をとっていただくこと。
- 届出書（廃棄物管理責任者選任届、減量計画書など）を担当の環境共生センターに提出すること。
- 環境共生センターによる廃棄物保管場所確認の立入調査があること。

＜京都市からの指導等について＞

御提出いただいた計画書に基づいて、その建築物の使用開始までの間に、建築主又は使用予定の事業者に対して、事業ごみの減量や分別・再資源化に関する指導や助言等を行うことがあります。

届出様式、その他の情報はホームページを御確認ください。

京都市 事業用大規模建築物 **検索**